

ふくしま森林認証協議会 FM 認証グループ
森林管理計画書

1 概要

1-1 名称及び連絡先

住 所 〒969-1111

福島県本宮市本宮字作田台 68-1 (一般社団法人モクティ倶楽部内)

名 称 ふくしま森林認証協議会

代 表 者 ふくしま森林認証協議会

連 絡 先 一般社団法人モクティ倶楽部 森林認証部会 事務局

電 話 0243-33-5381

F A X 0243-33-6780

Eメール info@mokuty.com

1-2 福島県の概要

(1) 地勢

福島県は、東北地方の南部に位置し、面積は 13,783.90 km²で、北海道、岩手県に次ぐ全国第 3 位で都道府県別の人口は全国 21 位、人口密度は全国 40 位です。

県内は南北方向に延びる山脈・山地によって、地形・気候・交通・歴史などに違いが顕れており、3 地域に分けられている。県の西部に位置し越後山脈と奥羽山脈とに挟まれた日本海側内陸にあって 4 割弱の面積に約 13%の人口を擁する「会津」地域、県の中央部に位置し奥羽山脈と阿武隈高地とに挟まれた太平洋側内陸にあって 4 割弱の面積に約 62%の人口を擁する「中通り」地域、県の東部に位置し阿武隈高地と太平洋とに挟まれた太平洋側沿岸にあって 2 割強の面積に約 25%の人口を擁する「浜通り」地域となっています。

地形は、東部の阿武隈高地、中央部を南北に縦断する奥羽山脈、北部から西部に連なる飯豊連峰・越後山脈の山岳地帯と、それらにより区切られ県中央部を南から北へ流れる阿武隈川の地溝帯に連なる盆地群から構成される中通り地方、県東部浜通り地方の沿岸平野部、西部の会津盆地を中心とした会津の 3 つに構成されています。

気候は、沿岸は温暖な太平洋側気候、内陸は内陸性気候を呈しており、奥羽山脈以西より降雪量も少なくなっています。また阿武隈山地の西側は年平均降水量も 1,100mm から 1,300mm と東北地方では少ない方です。太平洋側は阿武隈川側に比較して冬は温暖で夏は涼しいが、標高の高い会津地域などは冬の寒さは厳しく、標高の高い地域は -20° C 以下にまで下がることもあります。また日本海側気候となり全域が豪雪地帯(半数以上が特別豪雪地帯)に属しています。

(2) 交通

福島県は東北地方の南の玄関口であり、都市圏との連絡は東北新幹線及び常磐線特急列車が要となっています。東北新幹線は首都圏・福島県間は 90 分程度(新白河駅 74 分・郡山駅 79 分・福島駅 87 分)、福島駅は山形新幹線の連絡駅である他、郡山駅は南北東西方向の要

所です。また、いわき駅は東京方面からの直通列車の北限であり、運行上の拠点駅になっています。さらには会津田島駅から浅草駅まで直通の特急列車が運行（2017年運行開始）しており、列車網は利便性の高い広域的な路線ネットワークが構築されています。

東北自動車道、磐越自動車道、常磐自動車道など高速自動車道路網の整備も進んでおり、首都圏から車では約3時間でのアクセスが可能です。

空の便では福島空港が立地しており、札幌・大阪の2都市に運航しています。

（3）県づくりの歩み

福島県は律令体制の成立の頃より、領域は陸奥国の一部でした。畿内地方と陸奥国府を結ぶため、東山道が領域を南北に縦断する形で整備され、蝦夷への備えとして白河の関が設置されたと推定されています。江戸時代に入り、県内各地には、幕府直轄地のほか、会津藩、二本松藩、白河藩、相馬中村藩など多くの藩が存在し、このことが本県が多極分散型の県土構造となった要因の一つと考えられます。

明治4（1871）年の廃藩置県によって多数の県が生まれた後、旧福島県、磐前県、若松県に統合され、明治9（1876）年に3県が合併して現在の福島県が成立しました。その後の主要な交通手段となる東北本線、常磐線、奥羽本線などの鉄道が開通しました。

戦後は、只見特定地域総合開発計画により奥只見発電所、田子倉発電所など、日本を代表する水力発電所が整備され、首都圏に対する電力供給地帯として、国の復興と高度経済成長を支えました。

昭和39（1964）年、新産業都市建設促進法に基づき、常磐・郡山地区が新産業都市に指定され、産業基盤の強化が図られる転機となりました。また、地域開発への期待から、新たに原子力発電所の整備が進められ、昭和46（1971）年に福島第一原子力発電所、その後、福島第二原子力発電所が運転を開始し、首都圏の電力需要を支えました。

さらに、昭和50（1975）年に東北自動車道が仙台まで開通、昭和57（1982）年には東北新幹線が開業、その後、常磐自動車道、磐越自動車道が整備されました。また、物流の拠点として小名浜港と相馬港の整備が進められたほか、平成5（1993）年には福島空港が開港しました。近年では、高速交通網の整備が急速に進んでいるため、領域を越えた結び付きが強まっています。平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災・原子力災害により、浜通り地方を中心に甚大な被害が生じ、16万人以上の県民が避難生活を余儀なくされました。原子力発電所の周辺は長期間帰還困難な土地となりました。さらには近年各地で大雨等による自然災害、新型コロナウイルス感染症による社会体制の変化が生じ、福島県は県づくりのあり方を見直す、歴史上の転換点となっています。（参考：福島県「ふくしまの特性と時代潮流」他）

（4）森林と林業

福島県の森林面積は、974千haで県土面積の約71%を占めています。保有形態別にみると、民有林は566千ha（58.1%）、国有林は408千ha（41.9%）です。また、福島県の人工林面積は335千ha、天然林面積は584千haで、人工林率（森林面積に占める人工林面積の割合）は34.4%となっています。流域別に民有林の人工林率をみると、阿武隈川流域40%、

奥久慈流域 57%、会津流域 23%、磐城流域 53%と各流域の特色がでています。民有林の森林材積は 154,432 千 m^3 で、森林面積とともに全国で上位を占めています。

令和元年の素材生産量は 907 千 m^3 であり、その内訳は、国有林が 234 千 m^3 、民有林が 673 千 m^3 、針広別では針葉樹 794 千 m^3 、広葉樹 113 千 m^3 となっています。ほかに外材入荷量が 99 千 m^3 、県外からの移入量が 357 千 m^3 で、本県における木材供給量に占める県産材の割合は 67%となっています。

林産物のうちきのこ類は、本県の緑豊かな森林資源と、大消費地に隣接した恵まれた立地条件を背景に安定して生産されてきましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受け生産量は減少し、菌床栽培を中心に回復傾向にあるものの、生しいたけの生産量は全国第 8 位、なめこは第 4 位となっています。

森林資源が豊富な一方で、近年の自然災害の多発や渇水に対応するため、災害に強い県土基盤の形成、良質な水の安定供給に果たす森林の役割に対する県民の期待が一層高まっています。このため、水資源のかん養や土砂災害防止等に重要な森林については、令和 2 年度末現在で民有林面積の約 21%にあたる 121 千 ha を保安林に指定し、その働きの維持・強化を図っています。健全な森林の育成を図るためには、間伐等の森林整備のための促進が必要となりますが、本県民有林においては間伐の対象となる齢級 16~45 年生の人工林面積が約 8 割を占めており、計画的な森林経営を実施していくことが必要な状況にあります。

今後は森林の公益的機能を間伐施業等を通して発揮し、森林資源の積極的な活用へ転換する必要があります。革新的な森林経営への転換は、個々の川上事業者、川中事業者、川下事業者が個別に経営の合理化を図るだけでなく、関係者による一丸となった連携（サプライチェーンの構築）が求められています。（参考：福島県森林・林業統計書 他）

1-3 認証形態

(1) 森林認証グループシステム

FM 認証グループ規約及びサイト規約のとおり

(2) グループ加入者

名簿のとおり

(3) 計画期間

令和5年度 ～ 令和X年度

2 森林管理方針

2-1 基本理念

私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みと活発な都市活動を基礎に成り立っています。将来にわたって、福島県の成長と環境の保全が両立した森林と共生する持続可能な県域づくりが求められています。そのためには、福島県の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす必要があります。

そこで、福島県農林水産業振興計画（令和4年度～令和12年度計画）に基づき「「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの林産業」を基本目標とし、森林や林業に関わる人、山村に暮らす人、さらには福島県に住むすべての県民が協働し、森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、次の世代に継承します。

2-2 基本方針

基本理念である「「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの林産業」することによる「森林」と「県域」の姿、「県民」の暮らしについて、次の目標を設定するとともに、以下の基本方針に基づき森林管理を実施します。

(1) 視点 **森林**

本県は、広大な森林を有しています。今後、本県の森林では、持続可能な方法で森林を経営・管理します。

「森林資源の需要創出への実践」

- ・ 効率的な森林経営のための林内路網整備の推進
- ・ 県産材の安定供給体制の整備
- ・ 担い手の育成と確保
- ・ 木材産業の再構築
- ・ 消費拡大のための戦略的な流通

(2) 視点 **市域**

本県は、川上・川中・川下まで一貫した県域です。今後、本県の全域では、森林でつながる循環型社会を形成します。

「森林を活かす新たな取組みの創出」

- ・ 森林産業（資源利用・空間利用）の創出
- ・ 多様な主体や県民の参加
- ・ 県域のサプライチェーン構築

(3) 視点 県民

本県の森林・林業は、180万人の市民から応援を得ることができます。今後、森林とふれあう県民の快適な生活を実現します。

「県民一人ひとりの森林経営・管理への参加」

- ・ 県民の意識醸成
- ・ 地産地消の推進と地域材需要の創出
- ・ 次世代に繋がる森林づくりへの参加

2-3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成します。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行います。

2-4 活動項目

(1) 環境

- ・ 森林や林業に関する人、山村に暮らす人、さらには福島県に住むすべての県民が協働し、森林の多面的な働きを高める
- ・ 林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、次の世代に継承する

(2) 社会

- ・ 県民の意識向上として、県民と森林のふれあいや県民の意見を森林づくりに反映する機会、県民による森林づくり活動、次世代を担う子どもたちに対する教育等を充実・推進する。
- ・ 地産地消を推進し、地域材に対する理解を深める
- ・ 木材や木材以外の森林資源の活用（新商品、バイオマス、ツーリズム、森林療法等）を図り、新たな視点による山村の活性化を応援する輪を広げる
- ・ 生態系や防災機能の保全を図る必要がある森林、里山や竹林等の経済性の低い森林等では、地域コミュニティやNPO、企業等の多様な主体が参加する輪を広げる

(3) 経済

- ・ 低コスト林業の推進として、森林の集約化、林内路網の整備と機械化等により、林業の労働生産性を高め、地域材の安定供給が可能な林業を推進する
- ・ 担い手の育成として、長期経営委託契約などにより、林業事業体の経営・管理能力を高め、地域材の安定供給を推進する
- ・ 木材産業の再構築として、確かな製材品を安定供給する体制をつくり、地域材の高付加価値化を推進する

(4) 達成目標

分野	目標項目	現状（令和2年度）	目標値（令和7年度）
環境	FSC 認証面積（ha）	1,860ha	6,720ha
	民有林の間伐面積（ha/年）	4,238ha	4,360ha

社会	連携数 (CoC 認証取得団体)	8	35
	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 (棟)	170 棟	170 棟
経済	FSC 認証材生産量 (m ³)	0 m ³	6,000 m ³
	森林経営計画認定面積 (ha)	86,646ha	87,400ha

3 認証森林の概況とその取扱い

3-1 認証林の概要 (令和5年X月X日現在)

(1)-1 状況

(全体)

令和4年度認証 林合計		森林面積 (ha)	蓄積(m ³)	成長量(m ³)	構成比率 (%)	森林所有者 (人)
認証林		1,860				
内訳	人工 林	針葉樹				
		広葉樹				
	小計					
	天然林					
その他						
県立自然公園						
保安林						
保全地帯網						

県立自然公園：あり 保安林：あり 保全地帯網：Xha

(1)-2 位置、区分図 (全体)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(2)-1 状況 (XX サイト)

XX サイト		森林面積 (ha)	蓄積(m ³)	成長量(m ³)	構成比率 (%)	森林所有者 (人)
認証林		1,860				
内訳	人工 林	針葉樹				
		広葉樹				
	小計					
	天然林					
その他						
県立自然公園						
保安林						
保全地帯網						

県立自然公園：あり 保安林：あり 保全地帯網：XXha

(2) - 2 位置、区分図 (XX サイト)

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

3 - 2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 4,860ha のうち人工林は 2,040ha であり、その総蓄積は 756,840 m³です。「福島県農林水産業振興計画」「ふくしま森林整備計画」、国有林においては「関東森林管理局の地域別森林計画書、地域管理経営計画書(各地域計画区)」に定める資源の循環利用林での標準伐期はスギ・ヒノキが 45 年、マツ類が 40 年(会津地方は 45 年)です。人工林は、ほとんどが伐採に適した林齢を迎えつつあり、これからは木材の供給能力が増大すると見込まれます。

今後、「福島県 地域森林計画」内の各地域の森林経営・管理指標を基に、持続可能な森林経営を行いながら、安定した木材の供給を目指すとともに、保全地域及び保護区に指定される森林や保安林、自然公園については、保護、保全に努めていきます。

3 - 3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 4,860ha のうち広葉樹を多く含む天然林は 2,820ha であり、その総蓄積は 344,040 m³です。天然林は、里山、人工林の中の植林不適地や奥山に分布しています。天然林の林齢構成は、薪炭利用が無くなったため更新されず、年々高齢化しています。

この天然林を中心とした認証森林のうち、全体の 12% (583ha) は保全地帯網に指定し保護、保全に努めていきます。

3 - 4 特定地の取り扱い

(1) 急傾斜地

急傾斜地のうち、土壌浸食が見られる人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促し林地及び表土を保護します。このとき、天然林はそのまま保護します。

(2) 保全地帯網

認証林のうち 12% (583ha) については、保全地帯網として指定し、指定した生物多様性の保全を主な目的として管理します。

(3) バッファゾーン

尾根筋や常時水が流れている河川及び溪流沿いは、水質保全や生物多様性の確保のために、当該河川及び溪流から 10m~20m 程度の人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促します。

また、伐採木が河川等にかからないよう特に注意するとともに、天然林はそのまま保護します。(参考資料 1 バッファゾーン対象河川・溪流一覧)

3 - 5 森林施業における環境配慮

「ふくしま森林整備計画」及び別紙「農山漁村地域整備計画に係る評価」に基づき、国有林サイトにおいては「造林事業請負標準仕様書」、「素材生産事業請負標準仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施します。

(1) 地拵え作業

- ・ 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと

(2) 植栽作業

- ・ 活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと
- ・ 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等、防除措置を講ずる

(3) 下刈作業

- ・ 林分の状況を判断し、方法を決定すること
- ・ 必要以上の下刈りは、避けること
- ・ 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと
- ・ 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
- ・ 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと
- ・ 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること

(4) つる切作業

- ・ つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと

(5) 枝打ち作業

- ・ 枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること

(6) 間伐作業

- ・ 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
- ・ 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- ・ 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
- ・ 急傾斜地において、伐倒木を林内に存置する場合、幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと
- ・ 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること
- ・ 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う
- ・ 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促す

(7) 伐採・搬出作業

- ・ 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
- ・ 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- ・ 伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと
- ・ 収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
- ・ 資材等の放置はしないこと
- ・ 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
- ・ 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること
- ・ 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること

(8) 林道網整備

- ・ 林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること
- ・ ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと
- ・ 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること
- ・ 区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと
- ・ 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する
- ・ 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること
- ・ 伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さとすること。

3-6 野生生物と文化財の保護

ふくしまレッドリストを参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努めます。(参考資料2「希少動植物の保護に関するマニュアル」参考)

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意します。特に、施業場所内に営巣場所を確認した場合は、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫します。

また、「福島県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を把握し、鳥獣の保護を図るとともに、植林地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防護策をとります。

併せて、「ふくしまの文化財 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai01.html>)」を参考に文化財や天然記念物等の分布状況の情報収集を行い、作業を実施する際は、文化財保護法に基づき実施するとともに、県担当課である文化財課と協議し、天然記念物等の保護に努めます。

4 林業経営

4-1 伐期齢と生産目的

「福島県農林水産業振興計画」「ふくしま森林整備計画」、国有林においては「関東森林管理局の地域別森林計画書、地域管理経営計画書(各地域計画区)」に定める資源の循環利用林での標準伐期はスギ・ヒノキが45年、マツ類が40年(会津地方は45年)としていますが、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではありません。

林地が広大、且つ、急峻で、林地によって肥瘦の差が激しいこともあり、樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であるため、林分の生育状況、木材価格の動向、構成員の経済状況等から、生産目的に応じて構成員が判断することとします。

4-2 伐採と収穫

「ふくしま森林整備計画」に基づき、国有林においては「関東森林管理局の地域別森林計画書、地域管理経営計画書(各地域計画区)」、「国有林野施業実施計画書」に基づき、次のとおりとします。

(1) 間伐

- ・ 森林組合・林業事業者等からの提案による所有者のとりまとめを行い森林施業の共同化・効率化を図っていく
- ・ 合理的・集約的な林業経営を推進するため、ハーベスタ、プロセッサなどの高性能林業機械の導入、林道・作業道の開設・改良等林内路網の整備を推進するとともに、林道・作業道の維持・管理及び補修を行うための機械を導入し、作業効率の向上を図る
- ・ 簡易な作業道又は複合路網の整備にも重点をおき、施業集約化による搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図る
- ・ 作業路設置の際には、法面保護及び排水処理を行い、斜面の崩壊を招くことがないように留意する

(2) 主伐

- ・ 上記(1)間伐と同様、森林施業の共同化・効率化等を図っていく

(3) 主伐後の伐採跡地の更新すべき時期

- ・ 森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から原則として人工造林は伐採後2年以内とする
- ・ 天然更新を行う場合は、5年以内とし「福島県における天然更新完了基準書」の基準に満たない場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図る

(4) その他

- ・ 長期的な見地に立った森林管理・経営のため、施業記録の管理を行う
- ・ 先人の卓越した技術の伝承を目的に、参考資料3「選木マニュアル」に基づいた選木を実施する
- ・ 伐採時の端材最小化のため、参考資料4「効率的な伐採・造材マニュアル」に基づいた施業を行い、効率的な収穫を行う
- ・ 非木材林産物である椎茸やしきみ、お茶等について、貴重な中山間地域の収入源として効率的な栽培を行う

4-3 森林簿の再調整

正確な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整します。県の管理する森林簿も併せて調整します。

4-4 境界の明確化

林業経営の持続化、紛争の未然防止のため境界を明確にします。

明確化作業の方法は、利害関係者の立会いの下で境界を決定し、境界杭やペンキなどで境界を明示します。境界の決定をした日時、場所、立会者、明示の方法等を文書化し、保管します。曖昧な境界については、明確化作業を実施します。

4-5 収穫計画

森林施業計画等に基づき、計画的に行います。

(1) 収穫

福島県及び「地域別森林計画」や各地域で定める「森林・林業ビジョン/振興施策」の進捗、管理を行う検証会議における検討を基に、県域としての目標である「森林産業の持続的な発展」を実現させ、木材が安定的に生産され円滑に循環することにより、令和12年までに木材素材生産1,350千m³を目指します。(出典：福島県農林水産業振興計画)

(2) 木材の生産販売

販売先は、地元県森連の市場が中心ですが、市内の製材所への直送や県内の大型合板工場への納材等も増加しています。

今後、国際認証材であることの優位性を最大限利用し、現在の市場を中心とした流れに加え、新たな需要先の確保に努めることで、多様な販売先の確保を目指します。

(3) 関連施策の検討

木材素材生産1,350千m³を実現するため、本協議会において次の諸施策を検討します。

○ 素材生産

- ・ 低コスト林業の推進のため、認証取得地の拡大と併せ、森林経営計画の樹立を支援し、森林所有者の合意形成を進めることで提案型集約化施業を推進する
- ・ 低コスト林業の推進のため、高性能林業機械の導入を推進するとともに、効果的・効率的な林道網の整備計画、開設方法や各地形に応じた集材方法を探る

○ 加工流通

- ・ COC認証取得事業体の増加を図るとともに、FSC認証製品の一覧表等の作成等によりFSC認証材の情報提供を進め、いつでもFSC認証材が供給できる体制を整備する
- ・ プロジェクト認証を活用し、FSC認証材を使用した公共建築物や民間物件等の実績を広報・宣伝することで、エンドユーザーにFSC認証材を供給するサプライチェーンの構築を図る

○ 需要拡大

- ・ 地産地消の推進のため、ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業の活用や効果検証を進めるとともに、林業、木材産業、大工・工務店等が連携し、地域材を使った安心・安全な家づくりを推進する体制を整備する
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設で福島県産材が使用されたことを広くPRし、福島県産材(FSC認証材)の認知度向上を図る

(4) 年間許容伐採量

許容伐採量は、認証対象森林4,860haのうちha当たりの年間成長量2.6m³(年間12,630m³以内)とする(森林管理計画書「3 認証森林の概要とその取扱い」参考)。

4-6 各サイトの林業経営

(1) 市有林サイト (XX市有林)

「地域別森林計画」及び各地域で定める「森林・林業ビジョン/振興施策」に基づき、近年、市民が森林に対し期待を高めている部分である「自然環境の保全」、「災害の防止」、「水源かん養」など、より公益的な役割に重きを置いた施業を行います。

(2) 県営林サイト

○ 福島県営林

「ふくしま森林整備計画」及び「福島県農林水産業振興計画」に基づき、計画的かつ適正な森林管理による多面的機能の持続的な発揮を目的とした施業を行います。

(3) 国有林サイト

「関東森林管理局の地域別森林計画書、地域管理経営計画書(各地域計画区)」、「国有林野施業実施計画書」に基づき、適切かつ効率的な管理経営に向けた取組により、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、また、国民のニーズに応じた多様な森林資源の整備を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目的に施業を進めていきます。

(4) その他サイト (私有林)

「地域別森林計画」及び「福島県農林水産業振興計画」に基づき、森林を育てながら森林資源の需要を創出する流通戦略の実践を推進していきます。このため、森林経営・管理の集約化等による「低コスト林業の推進」、林業事業者の経営・管理能力を高める「担い手の育成と確保」、木材の安定供給体制をつくる「木材産業の再構築」を進めます。

また、森林資源の需要創出戦略であっても森林認証基準に基づいた持続可能な森林経営・管理を行います。

5 モニタリング調査

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させるものとします。

6 労働力と安全管理

6-1 安全教育

各サイトの森林作業従事者は、林業技術者協会等の研修会を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管します。施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育します。

また、森林組合及び素材生産業者、自伐林家等、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を守るように努めます。

6-2 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入します。

6-3 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労災事故が発生した際には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示します。

6-4 安全管理

(1) 安全装備

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図ります。

- ・ 保 安 帽 / JIS 規格認定のヘルメット（フェイスシールド、イヤマフ付きを推奨）
- ・ 手 袋 / 防振・耐切創機能付き手袋
- ・ 作 業 服 / 上着は袖締まりの良い体にあった衣服
- ・ 安全ズボン / アラミド繊維の入った安全ズボン
- ・ 安 全 靴 / 切断防止物が組み込まれた安全ブーツ、つま先の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツ
- ・ そ の 他 / ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等

林業作業に適した防護装備

(出典：アミタ(株)資料)

防護する部位	足	脚	胴,腕,脚	手	頭	目・顔	耳
適切な防護装備	安全ブーツ・靴	安全ズボン	体にあった衣服	手袋	安全ヘルメット	ゴーグル バイザー	耳あて
植え付け							
手作業	✓		✓	✓	✓		
下刈り							
手鎌	✓		✓	✓			
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
草刈機	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
枝打ち							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓	✓	
伐倒							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓		
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
玉切り							
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
機械	✓		✓	✓		✓	✓

搬出・集材

搬出	✓		✓	✓	✓		
集積	✓		✓	✓	✓		
積み込み	✓		✓	✓	✓		

(注1) チェンソー安全ブーツを基本とするが、作業内容や急傾斜地作業においては、スパイク付地下足袋等を認める。

(注2) 熱中症対策のため草刈機作業においては、作業ズボン+脛当て（レガース）を認める。

(注3) 手袋は防振・耐切創付きのものとしているが、作業によっては防振手袋を認める。

(2) ボランティアの安全管理

- ・ ボランティアが作業を行う場合は、傷害保険に加入する
- ・ ボランティアが行う作業は、その技術にあったものとする
- ・ ボランティアには、急傾斜地等の足場の悪い場所での作業はさせない
- ・ 参考資料5「森林ボランティア等推進方針」に基づき、市民のボランティア活動等に対し積極的に支援する

6-5 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学物質の使用にあたっては、次のとおり適正な使用を行うとともに、参考資料6「化学物質取扱マニュアル」に基づいた取扱いを実施します。

なお、FSC 森林認証において禁止されている薬剤については、FSC 農薬指針に記載されている ESRA 枠組みの要求事項に従い、環境・社会リスクアセスメント（ESRA）を実施する。原則として使用しないこととする。

(1) 油脂の取扱い

- ・ 油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守する
- ・ 油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐ
- ・ 油脂等の交換、補給は溪流付近では行わない
- ・ 使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や市の処理規準に従って適正に廃棄する
- ・ 溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図る

(2) 森林病虫害獣対策における取扱い

- ・ 松くい虫被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、森林組合・林業事業者等と連携して早急に必要な措置をとる
- ・ 薬剤を使用する場合には、環境への影響を最大限に考慮し、適正使用を行う
- ・ 獣害対策において忌避剤を使用する場合には、環境負荷の少ないものを使用する

【 FSC 森林認証禁止薬剤 】

薬品名	主要成分
除草剤	
ブリグロックスL (ジクワット・パラコート液剤)	パラコートジクロリド 等
殺虫剤	
マウント T7.5B油剤	フェンチオン (MPP)
エコワン3フロアブル	チアクロプリド
T-7.5 バイサン乳剤	フェンチオン (MPP) 等
ディプテレックス乳剤	トリクロルホン 等

7 社会的責務

7-1 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行います。影響等への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの、回答を行うとともに、苦情処理記録（別紙 8~10）を作成、保管します。さらにはサイト及び周辺の森林管理について、地域住民の意見が反映できる場を各サイト責任者が設け（地域懇談会や地区総会など）、円滑な森林経営を行います。

7-2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努めます。また、当方の責任により損害を与えた場合には、適切な補償を行います。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管します。

7-3 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、各サイト及び事務局が対応しますが、個人情報にかかわることについては構成員が対応します。

また、木材の販売に関することは構成員が対応し、事務局は対応しません。

7-4 地域社会の慣習的権利尊重

山菜・林産物の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとします。

7-5 法令の遵守

法令遵守を徹底し、責任ある本会の運営と施業体制の徹底を行うものとします。コンプライアンスを遵守し、いかなる贈収賄行為を防止する。

7-6 管理活動における費用の確保

管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するための費用を確保します。それらの費用は利害関係者間で作成・共有するなど事前のリスク管理を行います。

8-4 不法投棄

不法投棄を発見した場合は、参考資料7「不法投棄処理フロー」に基づき対応します。

8-5 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、関係部署、森林所有者へ速やかに伝達します。

また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ自力作業路等への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行います。

8-6 廃棄物処理

認証林内で発生した廃棄物については、参考資料8「廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正に処理します。

9 認証製品の販売に関する管理

9-1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理は、木材の販売形態により次のとおりとします。

なお、FSC材の販売は別紙「収穫物の販売に関する規則」に則り行うものとする。

販売形態	識別方法
立木	図面により認証サイトであることを提示
素材 (道路端又は木材置場)	① 道路端又は木材置場等で保管する際は、作業看板等に FSC ロゴマークを標示 ② 運搬の際は、トラックのダッシュボードなどに FSC ロゴマークを標示

9-2 グループの認証品販売管理

サイト管理責任者は、年度終了後、目標とする木材素材生産 1,350 千 m³ の達成のための森林資源量の把握や収穫・販売計画の作成を目的に、FSC 森林認証材の当該年度の生産量を次年度の総会までに FM 認証管理責任者に提出することとします。

9-3 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとします。

- (1) 出荷の日付
- (2) 収穫された団地名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 製品仕様
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類

9-3-1 FSC 商標の使用について

製品の販売及びいかなる媒体において FSC の商標を使用する場合は、FM 認証管理責任者各サイト責任者より FM 認証事務局へ申請を行い、FM 認証事務局は使用許諾の申請を SGS ジャパンに行うこととします。申請窓口は FM 認証事務局に集約します。SG S ジャパンから承認があり次第使用を開始します。承認記録は FM 認証事務局にて保管する。

9-4 グループ関係者以外の者の認証材の素材生産

本会の構成員又は、サイトの構成員、森林所有者（以下「グループ関係者という。」）以外の者が当グループの FSC 認証材を取扱う場合については、参考資料 9 「FSC 認証材取扱マニュアル」に基づくこととします。

9-5 FSC 認証林の証明

福島県内の森林について、本会が管理する FSC 認証林であることを証明する場合は、参考資料 10 「FSC 認証林証明マニュアル」に基づくこととします。

10 情報公開

10-1 森林管理計画書の公開

この計画書は、すべて公開することとします。また 5 年ごとに管理計画書の見直しを図ることとします。

10-2 ホームページでの公開

一般社団法人モクティ倶楽部ホームページにおいて、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動や成果、モニタリング結果についての情報（機密情報を除く）を公開します。

10-3 公開の制限（個人情報保護）

グループ単位での情報はすべて公開することとしますが、構成員ごとの情報は公開しないこととします。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し公開します。

10-4 トレーサビリティ情報の公開

FSC 認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫された FSC 認証林から所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されており、認証機関・顧客等からの要求に応じて、FSC 取引データを提供することにより、取引情報の照合を行います。取引情報については納品書・請求書等の取引伝票及び、認証証の提示によります。

さらには、原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出致します。

付記 この計画書は、令和 5 年 5 月 1 日から実施する。